

自立支援協議会とは

- ▶ 関係機関が連携を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する情報を共有し、関係機関の連携の緊密化を図り、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うもの。

構成機関

障害福祉関係の行政や団体、当事者及びその家族、福祉、医療、教育、雇用に関連する職務の従事者等

全体会

草津市では年1回開催。
運営会議や専門部会、参加者などからの報告や提案、発信についてお互いに理解を深め、それぞれの分野間で取り組みがスムーズにできるよう討議する。

定例会

草津市では年3回。
日頃の相談や福祉サービス事業所の活動などを通して見えてきた地域の検討すべき課題を全体で討議したり、職場に持ち帰って話し合ってもらうための会

自立支援協議会の機能

1. 情報機能

困難事例や地域の現状・課題等の
情報共有と情報発信

自立支援協議会の機能

2. 調整機能

- ・地域の関係機関によるネットワーク構築
- ・困難事例への対応の在り方に対する協議、調整

自立支援協議会の機能

3. 開発機能

地域の社会資源の開発、改善

自立支援協議会の機能

4. 教育機能

構成員の資質向上の場として活用

自立支援協議会の機能

5. 権利擁護機能

・権利擁護に関する取り組みを展開する。

自立支援協議会の機能

6. 評価機能

・中立・公平性を確保する観点から、福祉サービス事業所などの運営の評価機能。